

『伊藤塾 合格セレクション

司法試験・予備試験 短答式過去問題集 民事訴訟法』(第2版第1刷:2023年1月20日発行)

ISBN: 978-4-535-52707-2

【お詫びと訂正】

(2023年5月15日)

『伊藤塾 合格セレクション 司法試験・予備試験 短答式過去問題集 民事訴訟法 [第2版]』に以下の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

■86頁 予 H25-37-1 の右欄

誤「2③」→正「2① ii」

■87頁 2① ii

誤「現在の法律上の地位を直接除去できない過去・将来の法律関係に対しては確認の利益が認められないが、」

→正「現在の法律上の地位を直接除去できない過去・将来の法律関係に対しては確認の利益が認められないが(最判昭41.4.12) 予25-37-1、」

■87頁 2③

誤「給付の訴えを提起し得る場合、原則として給付請求権事態の確認の利益はみとめられないが(最判昭41.4.12) 予25-37-1、」

→正「給付請求権について確認判決を得ても、相手方が任意に履行しなければ、更に給付の訴えによる必要があるから、請求権存在確認の訴えは、原則として有効適切な手段とはいえないが、」

■159頁 CORE TRAINING 上から4問目(H20-64-エ)右欄

誤「×」→正「○」

■159頁 CORE PLUS<sup>1</sup>※2

誤「疎明は民事訴訟法の定める証拠調べ手続に従わなくてよい。H20-64-エ」

→正「疎明も、民事訴訟法の定める証拠調べの手続に従わなければならない。H20-64-エ」

■216頁 CORE TRAINING 下から2問目(H20-69-4)右欄

誤「……Zにも及ぶ(115 I ③)」→正「……Zにも及ぶ(115 I ②)」